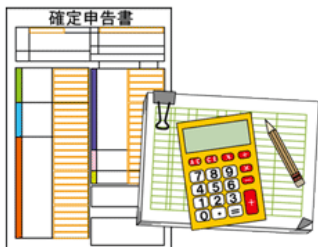


『H28年度税制改正大綱（8）多様な納税環境整備実施』

今回は、多方面において円滑・適正な納税のための環境整備が行われた。

○クレジットカードに係る事項につきインターネット上で行う国税の納付を、納付受託者に委託することが可能となる。納付日は、受託者が委託を受けた日とみなされる。○加算税制度について、1) 調査を行う旨、調査対象の税目及び期間の通知から更正予知までにされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合を5%（現行0%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税を10%（同5%）とする。2) 期限後申告等の日の前日から5年前までの間に、その申告等に係る税目につき無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合は、期限後申告に基づき課する無申告加算税又は重加算税の割合に10%を加える。○所得税の青色申告承認申請書等や非課税貯蓄申込書等について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。○昨年12月の最高裁判決を踏まえ、申告後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞税等について、1) その申告に係る納付日から増額更正等までの間は、増額更正等により納付すべき税額(*)に延滞税を課さないこととする。2) さらに、(*)には加算税を課さないことを法令上明確化する。



『秘密情報を保護するには ハンドブックを策定—経産省』

経済産業省は「秘密情報の保護ハンドブック」を策定した。企業にとって秘密情報の保護強化が喫緊の課題となっている折、秘密情報を決定する際の考え方、具体的な漏えい防止対策、取引先などの秘密情報の侵害防止策、万が一情報の漏えいが起こってしまった時の対応方法等を紹介している。

ハンドブックは自社の秘密情報の漏えいを防止するには、▽保有する情報をどのように洗い出し、そうして集まった情報をどのように評価するか▽秘密として保持する情報とそうでない情報を分ける際に必要な考え方は何か—を説明。情報漏えい対策を闇雲に実施しても非効率。犯罪学を参考に、誰を対象とし、どういったことを目的とするかを整理し、それぞれに合った対策を例示。また、他社から意図せず訴えられないためには、保有する情報は自社の独自情報と立証できるようにしておくことが大切だと指摘。転職者の受け入れ、共同研究開発など他社とのトラブルが起きやすい場面ごと取るべき対応策等も紹介している。さらに、情報漏えいの兆候をいち早く把握するための留意点や、情報漏えいが確認された時に行う社内調査、証拠保全などの初動対応にも言及。職場のレイアウトの工夫や、防犯カメラの設置など、「見つけやすい環境づくり」などにも触れている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com